

【中国語】 青梅市政府网页还提供以上语言: 英语, 普通话, 广东话, 韩语, 西班牙语和德语。
【広東語】 青梅市政府網頁還提供以上語言: 英語, 普通話, 粵語, 韓語, 西班牙語和德語。
【韓国語】 저희 오우메시 홈페이지는 영어, 중국어, 광둥어, 한국어, 스페인어, 독일어로도 볼 수 있습니다.
【ドイツ語】 Die Website der Stadtregierung Ome ist auch erhältlich in: English, Mandarin, Kantonesisch, Koreanisch, Spanisch und Deutsch.

近隣公共ホール等を利用する市内団体に對して使用料の一部を助成します

市では、青梅市民会館の閉館による代替施設として、市内および西多摩地域に所在する公共ホール等を使用して公演等を行う市内の団体に對し、使用料の一部を助成します

助成対象 市内在住・在勤・在学者が構成員の過半数を満たす団体

※市から他の補助等を受けている団体を除く

助成対象施設

- ▽霞共益会館（青梅市野上町2-21-5）
- ▽福生市民会館（福生市福生2-4-5）
- ▽羽村市生涯学習センターゆとろぎ（羽村市緑ヶ丘1-11-5）
- ▽秋川キララホール（あきるの野市秋川1-16-1）

△瑞穂ビューパークスカイホール（西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎2-4-75）

助成条件 公演等（演劇、演芸または音楽の公演、映画の上映、見せ物等で営利を目的としないもの）の実施のため公共ホール等を使用する場合

助成回数 年1回

助成額 公共ホール等の使用料（会議室、音楽室等のほか、備品等の付属設備にかかると使用料等を除く）から従前の青梅市民会館ホールを使用した場合の使用料に換算した額を差し引いた額（上限7万円）

※1千円未満切り捨て

※連続する2日間の使用料

住民票等自動交付機の休止について

次の時間帯は、庁舎電源設備保守に伴う停電により、市役所および中央図書館の自動交付機はご利用できません。

ご迷惑をおかけします

問い合わせ 市民課住民記録係

日時 5月13日（土）終日

日時 5月12日（金）午前10時から

会場 市役所2階203会議室

問い合わせ 市選挙管理委員会

東京都議会議員選挙立候補予定者説明会

市選挙管理委員会では、任期満了による7月2日（日）執行の東京都議会議員選挙に伴う立候補予定者への説明会を次のとおり行います。

立候補を予定している方および関係者の方はご出席

会社などを退職したときには国民年金の手続きをお忘れなく

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、厚生年金保険等に加入している場合を除き、ご自身で国民年金に加入しなければなりません。

会社などを退職し、厚生年金保険等を脱退した方は、必要書類をお持ち

例 公共ホール等の使用料 5万円ー市民会館ホールの使用料に換算した額 3万円ー助成金額 2万円

交付申請 助成対象施設を使用する年度内に施設使用承認書等の必要書類をお持ちのうえ、社会教育課（市役所3階）へお問い合わせ 社会教育課

免除・猶予制度 経済的な理由などから保険料を納めることが困難な方は、申請により保

身体障害者・精神障害者などの方で新たに軽自動車税の減免を受ける方へ

4月1日現在、軽自動車など（2輪車を含む）を所有している方に、軽自動車税の納税通知書を送付しました。納期限は5月31日です。

次に該当する軽自動車などは、軽自動車税が減免されますので、納税する前に申請してください。申請期限は5月31日です。

※現在、自動車税の減免を受けている方やすでに申請をしている方を除く

退職特例制度

退職や失業した場合、退職者の所得を除外して審査する特例免除制度もありますので、ご相談ください。

退職や失業した場合、退職者の所得を除外して審査する特例免除制度もありますので、ご相談ください。

手続きに必要なもの 職日が記載されている証明書（退職証明書、雇用保険被保険者離職票、健康保険資格喪失証明書等）、年金手帳、認め印、本人確認書類

問い合わせ 市保険年金課国民年金係、青梅年金事務所 ☎30-3410



5月は消費者月間です

統一テーマ「消費者の未来へ」

消費者相談室では、消費者に関する相談を受けるほかにも、消費者に関する情報を発信する啓発等も行っています。

☆平成28年度の消費者相談件数は978件

◎不当・架空請求

▽サイトの利用料が未納です。本日中午に連絡がなければ法廷措置をとりま

ことが多く、メールやハガキ等を見て不安になり連絡してきた人に金銭を支払わせるのが目的の報告を、絶対にはいけません。「法的措置をとる」と書いてあっても、慌ててお金を支払わないでください。一度支払ってしまったお金を取り戻すことは困難です。

▽不当・架空請求を相談しようとして「消費者相談」を上位に表示されたところに連絡をしたら解決費用を請求された等の相談も寄せられています。

※インターネット検索では、公的機関に似た名称の相談先の広告が上位に表示されることもあります。自治体が設置している消費者相談室（消費生活センター）は、無料で相談に応じます。

※ATMでは保険料等の還付金は受け取れません。返還手続きでATMには行かないでください。また、知らない人にお金やキャッシュカード等を絶対に渡さないでください。「期限は今日まで」と言われて慌てさせて冷静な判断をさせないのが手口です。焦らずに、まず市役所等や家族に確認してください。

○市では、65歳以上の高齢者のいる世帯に特殊詐欺被害防止の効果が期待できる「自動通話録音機」を貸出しています。

○お気軽にご参加、ご利用ください。

消費者相談室（市役所3階）
電話番号 ☎22-6000（相談専用）

相談日時 月々金曜日 午前10時～午後4時

※第2・4火曜日は午後6時まで

問い合わせ 市民安全課市民相談係



傍聴にお出かけください

	第1回青梅市子ども・子育て会議	第1回青梅市介護保険運営委員会
日時	5月15日（月）午後2時から	5月18日（木）午後1時30分から
会場	市役所2階201・202会議室	市役所議会棟3階大会議室
内容	委嘱状の交付、子ども・子育て会議スケジュール等	介護保険事業の実施状況ほか
定員	10人（抽選）	20人（抽選）
傍聴受付	当日午後1時30分～45分に会場入り口で	当日の午後1時00分～20分に会場入り口で
問い合わせ	子育て推進課 子育て推進係	高齢介護課 介護保険管理係



▲自動通話録音機